

2021年10月税務ニュース第1号

1. コロナ禍により影響される企業への税制面での救済措置

2021年10月19日付で国会常任委員会（National Assembly Standing Committee）が決議書第406/NQ-UBTVQH15号を発行した。内容は以下のとおりである。

▶ 法人所得税（CIT）減税

次の2つの条件を両方満たす企業は2021年会計年度のCITが30%減税される。1つ目は、2021年会計年度の売上高がVND 200,000,000,000を超えないこと。2つ目は、2021年会計年度の売上高が2019年会計年度の売上高よりも少ないことである。ただし、2020年もしくは2021年中に設立、合併もしくは合併解消された企業は2つ目の条件を満たす必要はない。

▶ 付加価値税（VAT）減税

以下の事業分野に該当する企業は2021年11月1日より2021年12月31日に至るまでの期間のVATが30%減税される。

(i) 運搬、宿泊、飲食サービス、旅行代理店のサービス、旅行ツアーの経営及びその関連サービス、旅行ツアーの宣伝、実施サービス

(ii) 出版関連のサービス及び商品、テレビ番組制作、音楽レコーディングと配信、芸術作品制作、美術・娯楽サービス、図書館・博物館・その他文化活動、スポーツ活動

▶ 支払遅延に対する延滞金の免除

2020年に赤字となった企業、組織（付属組織、営業施設を含める）に対して、2020年と2021年中に発生した各種税金、土地使用料、土地賃借料の支払遅延に対する延滞金は免除される。ただし、支払済の延滞金は免除対象から除外される。

本決議書は、署名日より有効となる。CIT、VATの減税及び延滞金の免除に関する条件、手続き等の詳細な案内は、2021年10月27日付の政令第92/2021/ND-CP号に参照できる。

2. コロナ禍に関連する費用の税処理（税務総局により発行された2021年10月27日付のオフィシャルレター第4110/TCT-DNNCN号）

2021年10月27日付で税務総局が在ベトナム韓国大使館／在ベトナム欧州協会／ベトナムビジネスフォーラムに対してオフィシャルレター第4110/TCT-DNNCN号を発行した。本レターによると、税務総局は、コロナ禍で発生した以下の費用は損金算入費用として計上でき、かつ、労働者の個人所得税の課税対象にならないと主張した。

- ▶ ベトナム国内および海外出張時のベトナム国外で発生した隔離関連費用
例：管轄機関からの隔離要請に従うために必要とされる食事代、宿泊費、ウィルス検査費、隔離施設への移動費、生活費
- ▶ 職場での感染拡大防止のための設備購入費、従業員のウィルス検査費もしくはウィルス検査キットの購入費
- ▶ 「3つの現場」体制（現場での生産、現場での食事、現場での休憩・宿泊）を実施した企業の従業員の職場での食事代、宿泊費

ただし、上記の費用全てに関して、実際に発生した費用であることと、税法上で規定されているインボイス、証憑書類を整備する必要がある。

3.追徴された個人所得税（PIT）に対する CIT の税処理（ハイフォン市税務局により発行された 2021 年 6 月 22 日付のオフィシャルレター第 1466/CTHPH-TTHT 号）

税法の実施状況の調査結果に従い、2015 年より 2019 年に至るまでの期間における賃金に対して、Nishishiba Vietnam Co., Ltd.がハイフォン市税務局より PIT を追徴された。当社で勤務する外国人専門家及び月給が発生する労働者との労働契約書によると、外国人従業員の PIT は、会社が負担することになっている。2015 年-2019 年の期間に対して、管轄機関又は税務局より CIT に関する税務調査の決定書が発行されていなければ、2015 年-2019 年での外国人従業員の PIT の追徴額は、該当年度の損金算入費用として計上できる。会社は、財務省により発行された 2014 年 11 月 6 日付の通達第 156/2014/TT-BTC 号第 10 条 5 項に基づき、CIT の追加申告を実施しなければならない。

4.生産経営活動を開始する前の発生費用に対する税処理（バクニン省税務局により発行された 2021 年 7 月 22 日付のオフィシャルレター第 21060/CTBNI-TTHT 号）

Kang Yang Vietnam Co., Ltd.は、投資期間中でまだ経営活動を開始しておらず、売上は発生していないが、費用が発生した。証憑書類が揃っており、支払方法が現金でない場合、これらの費用は以下通り処理する。

- ▶ 工業団地のインフラ経営者からインフラ付きの土地の賃借料に対して、会社は無形固定資産として計上することができず、償却費を計上することができない。会社は、土地の賃借年数（土地を引き渡される時点から）に基づいて按分して計上し、CIT を確定する際に損金算入費用として計上できる。
- ▶ 機械、設備等の固定資産の購入費に対して、会社は、固定資産を計上する時点から償却を行うことができる。生産経営活動にまだ使用されていない固定資産の償却費に対して、損金算入費用として計上できない。

- ▶ 経営活動を開始する前に発生する水道光熱費やガソリン代、文房具の購入費等のような支出（固定資産が形成される基礎建設への支出ではない）に関して、会社の活動を維持するための継続的な支出である場合、費用が発生した期中に損金算入費用として計上できる。
- ▶ 会社設立に関連する費用及び従業員の採用、育成費用に対して、会社は按分して費用に計上する。法人税法に従って、按分できる期間は3年以内でなければならない。

5.従業員が出張時のレンタルハウスへの税処理（ハイフォン市税務局により発行された2021年8月4日付のオフィシャルレター第1975/CTHPH-TTHT号）

Kyowa Plastics Industrial (Vietnam) Co., Ltd.はDinh Vu経済団地に所在しており、当社の従業員が出張時にハノイでのレンタルハウスのレンタル料が発生した。当レンタル料は、以下の条件を満たせば、個人所得税の課税対象とならず、法人税を確定する際に損金算入費用として計上できる。

- ▶ 当レンタルハウスは、特定の個人またはその家族に定期的に、或いは週末の休みに使用されず、会社の従業員の出張時にのみ使用されている；
- ▶ 法律に決められたインボイス、証憑書類がある；かつ
- ▶ 会社の従業員が、財務規制または社内規定に基づき、会社の経営活動のために出張したことを証明できる書類